

函南町景観計画

KANNAMI TOWN LANDSCAPE PLANNING

富士に重なる緑と都^{とゆう}邑の情景が
心に残るまち・函南

概要版

2019年3月
函南町

◆函南町の景観特性と景観まちづくり◆

●函南町の景観特性

本町には、富士山の眺望景観をはじめ、自然的景観、営農景観、歴史・文化的景観、市街地や集落地等の景観、にぎわい・交流の景観など、多彩な景観があります。



富士山の眺望景観(道の駅付近から)



自然的景観(柿沢川)



営農景観(丹那盆地の田園)



歴史・文化的景観(柏谷横穴群)



市街地の景観(ヒューマンヒルズ)



にぎわい・交流の景観
(道の駅・川の駅「伊豆ゲートウェイ函南」でのイベント)

●景観計画の策定と景観まちづくりの推進

本町は2017年(平成29年)4月1日に景観行政団体に移行し、町独自の良好な景観形成の方向性を明らかにし、町民・事業者・行政の協働により、函南町らしい魅力的な景観を守り、創り、活かす「景観まちづくり」を進めるため、「函南町景観計画」を策定することとしました。

●景観まちづくりの課題

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 多様な景観の保全と強調 | 5 駅周辺や幹線道路沿いの良好な景観づくり |
| 2 水と緑を活かした景観づくり | 6 住民参加による景観づくり |
| 3 歴史資源を活かした景観づくり | 7 観光誘客を図る景観まちづくり |
| 4 丘陵地の緑の保全 | |

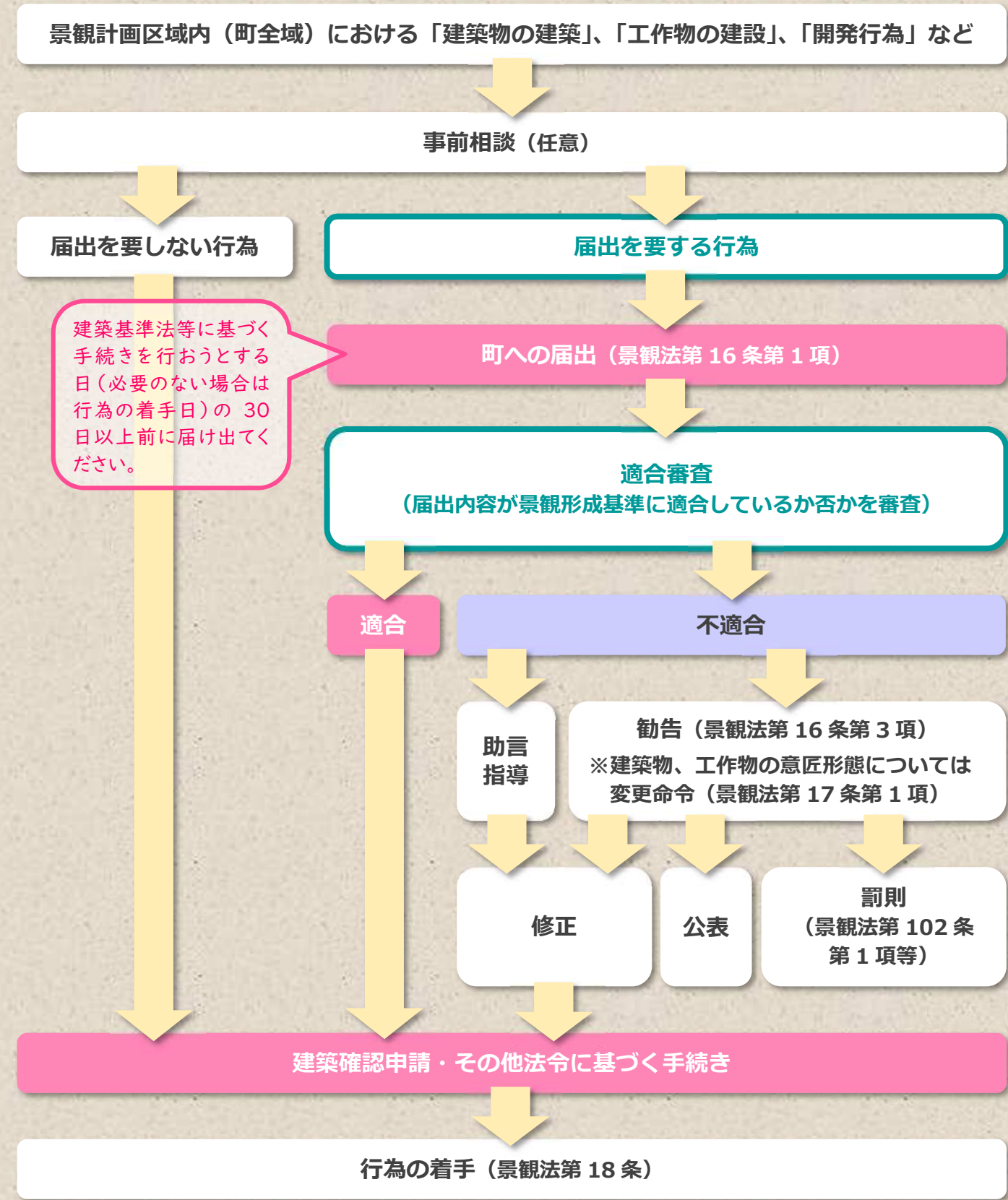
●景観まちづくりの区域(景観計画区域)

本町では、町全域を景観まちづくりの区域(景観計画区域)とします。

●届出・勧告制度

今後、本町において一定規模以上の建築物の建築、工作物の建設、開発等を行う場合には、町に届出し、景観形成基準への適合審査を受けていただくことになります。なお、基準に適合しない場合は、景観法第16条第3項に基づき、設計変更その他の必要な措置をとるよう勧告することがあります。

－届出の手続きの流れ－



●届出対象行為（届出を要する行為）

本町において、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為（届出を要する行為）及び規模は以下のとおりです。

【建築物の新築等】

行為の種類	届出対象の規模
新築、増築、改築、移転	・延床面積が1,000㎡以上の建築物 ・住居系用途地域または市街化調整区域で、高さが10mを超える建築物 ・商業系用途地域または工業系用途地域で、高さが15mを超える建築物
外観を変更することとなる修繕もしくは模様替、色彩の変更	・上記各項目に該当する建築物の外観の修繕、模様替または色彩の変更で、行為に係る見付面積※の合計が全体見付面積の1/2以上のもの ※見付面積：張間方向または桁行方向の鉛直投影面積

【工作物の新築等】

行為の種類	届出対象の規模
新築、増築、改築、移転	・高さが10mを超える工作物 ・土地に自立した太陽光発電施設で、施行区域の面積が1,000㎡以上のもの
外観を変更することとなる修繕もしくは模様替、色彩の変更	・上記各項目に該当する工作物の外観の修繕、模様替または色彩の変更で、行為に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2以上のもの

【都市計画法第4条第12項に規定する開発行為】

行為の種類	届出対象の規模
都市計画法に規定する開発行為	・開発面積が1,000㎡以上のもの

【土石の採取その他の土地の形質の変更】

行為の種類	届出対象の規模
土石の採取その他の土地の形質の変更	・当該行為の区域の面積が1,000㎡以上のもの

【木竹の伐採】

行為の種類	届出対象の規模
木竹の伐採	・当該行為の区域の面積が1,000㎡以上のもの

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積】

行為の種類	届出対象の規模
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・当該行為の区域の面積が1,000㎡以上のもの

◆良好な景観形成に向けたその他の取組◆

本町では、良好な景観の保全・形成を図るため、届出・勧告制度に基づく取組のほか、景観重要建造物の指定等に向けた取組を進めていきます。

種類	指定方針及び指定候補、景観形成方針等	
景観重要建造物	【指定方針】 ・外観が景観上の特徴と価値を有し、函南町らしい景観の保全・形成等に重要な建造物 ・町民に親しまれ地域のシンボルとなっている建造物 ・地域の景観形成上重要な場所にある建造物	【指定候補】 ・ kannami みの里美術館 ・ 函南町役場 ・ 道の駅・川の駅「伊豆ゲートウェイ函南」
景観重要樹木	【指定方針】 ・ 樹形や樹高が景観上の特徴と価値を有し、函南町らしい景観の保全・形成等に重要な樹木 ・ 町民に親しまれ地域のシンボルとなっている樹木（群） ・ 地域の景観形成上重要な場所にある樹木	【指定候補】 ・ 柿沢川沿いの kannami の桜 ・ 函南原生林の原生林群
屋外広告物	【主な景観形成方針】 ・ 道路から後退し、道路側への突出や良好な眺望を妨げる位置への設置を避ける ・ まとまった形態及び意匠とする ・ 派手な色彩は避け、主体となる色彩の彩度を抑える ・ 耐久性に優れ、退色、はく離等の生じにくい素材を使用する	
景観重要公共施設	【指定方針】 ・ 景観拠点や景観軸の一部を構成するなど、良好な景観の構成要素として欠かせない公共施設 ・ 施設整備や改修等により周辺景観との調和に多大な影響を及ぼすと予想される公共施設 ・ 地域の顔となる景観を創出する公共施設	【指定候補】 ・ 国道 136 号や熱海函南線（熱函道路）などの道路 ・ 柿沢川や来光川などの河川 ・ 函南運動公園や日守山公園などの公園
景観農業振興地域整備計画	【計画策定地域の指定方針】 ・ 丘陵地、河川、集落地等と調和した農地が良好な景観を形成しており、保全・継承が求められる地域 ・ 農村景観等と調和する農業生産基盤整備が終了している、または推進していく地域	【計画策定地域の指定候補】 ・ 丹那盆地、田代盆地における一団の優良農地及び農業関連施設の区域
自然公園法の許可	【自然公園法の上乗せ基準】 ・ 自然公園法の許可基準では景観保全が困難であると想定される場合、基準の上乗せについて検討を行う	



景観重要建造物の指定候補
（道の駅・川の駅「伊豆ゲートウェイ函南」）



景観重要樹木の指定候補
（柿沢川沿いの kannami の桜）



景観農業振興地域整備計画策定地域の指定候補
（田代盆地の一団の優良農地）

●景観形成基準（適合審査）

良好な景観形成を図るための基準は以下のとおりです。

【建築物・工作物に関する主な景観形成基準】

項目
(主要なもの)

景観形成基準（主要なもの）

配 置	・ 主要な富士山眺望点及び今後町が指定する眺望地点からの富士山等の眺望景観を阻害しない配置となるよう配慮する。															
高 さ	・ 主要な富士山眺望点及び今後町が指定する眺望地点から見たとき、富士山や箱根連山等の稜線を遮らない高さとなるよう配慮する。															
形 態	・ 屋根は、切妻、寄棟、入母屋、方形の勾配のある形態となるよう配慮する。 【盆地ゾーン】															
材 料	・ 光沢のある材料や反射光の生じる素材を大部分にわたって使用しないよう配慮する。															
色 彩	・ 背景となる自然景観や周辺の街並み景観との調和に配慮し、周辺環境から著しく突出した色彩を使用しないよう配慮する。 【市街地ゾーン】															
	・ 田園景観や山林景観など、自然地景観と調和し、落ち着いた色彩になるよう配慮する。 【山地ゾーン、盆地ゾーン、丘陵地ゾーン、田園・河川ゾーン】															
	・ 建築物の外観の色彩基準の数値は、日本工業規格 Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕（マンセル値）に基づき、以下の表のとおりとする。															
	表. 建築物及び工作物の外観の色彩基準（町全域） <table><tr><th>色 相</th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr><tr><td>0R（≠10RP）～10R</td><td>制限なし</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>0YR（≠10R）～5Y</td><td>制限なし</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>制限なし</td><td>2 以下</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>1 < N < 9</td><td>－</td></tr></table>	色 相	明 度	彩 度	0R（≠10RP）～10R	制限なし	4 以下	0YR（≠10R）～5Y	制限なし	6 以下	上記以外の色相	制限なし	2 以下	無彩色	1 < N < 9	－
色 相	明 度	彩 度														
0R（≠10RP）～10R	制限なし	4 以下														
0YR（≠10R）～5Y	制限なし	6 以下														
上記以外の色相	制限なし	2 以下														
無彩色	1 < N < 9	－														
付 帯 設 備	・ 屋外看板は、建築物本体と一体的あるいは調和したデザインとなるよう配慮する。															
	・ 屋上に設ける設備は、外部から見えにくくなるよう配慮する。															
地上に設置する太陽光発電施設	・ 太陽電池モジュールの色彩は黒または濃紺、もしくは低明度かつ低彩度で、反射が少なく模様の目立たないものにするよう配慮する。また、太陽電池モジュール以外の附属施設の色彩は、モジュール部分と同等のものとする。															
	・ 太陽電池モジュールは敷地境界からできる限り後退させ、植栽等の目隠しにより道路上や周辺部から視認できないよう配慮する。太陽電池モジュールを複数接続したアレイの分節設置とアレイ間の緑化等により、圧迫感の軽減と自然の連続性に配慮する。															

【開発行為、土石の採取、木竹の伐採、屋外における土石等の堆積に関する主な景観形成基準】

景観形成基準（主要なもの）
・ 法面や擁壁は、素材や表面処理の工夫、緑化などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。 ・ 土石の採取や木竹の伐採等の範囲は必要最小限とし、緑化や周辺景観に調和した垣・柵・フェンス等の設置など、周囲から目立たないよう配慮する。 ・ 敷地内や敷地境界部は、周辺の植生を考慮した緑化により周辺景観と調和するよう配慮する。 ・ 行為後は、緑化等の修景により周辺景観と調和するよう配慮する。 ・ 堆積の高さは抑え、かつ整然と積み上げ、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。

◆景観まちづくりの基本的考え方◆

●景観まちづくりの基本理念

基本理念 1

“函南町らしい景観”を守り、
後世に引き継ぐ

富士山の眺望景観をはじめとする“函南町らしい景観”を守り、良い形で後世に引き継いでいきます。

基本理念 2

“函南町らしい景観”を創り、
まち・くらしの価値を高める

今後形成される市街地・街並み景観を新たな“函南町らしい景観”として確立し、まち・くらしの価値を高めていきます。

基本理念 3

“函南町らしい景観”を活かし、
まちと人、人と人をつなげる

景観まちづくりに関わる町民や観光客等の増加につなげるとともに、町民と町民、町民と観光客との交流促進につなげます。

●景観まちづくりの目標（キャッチフレーズ）

とゆう
富士に重なる緑と都邑の情景が心に残るまち・函南

「富士山」の良好な眺望景観と、それに重なる函南原生林、箱根連山、丘陵地などの「緑」の景観、さらに都市（市街地）のくらしと、田舎（農村集落地）のくらしの両方の側面を持った「都邑」の風景が、本町に暮らす人や本町を訪れる人の心に“情景”となっていていつまでも残る景観まちづくりを進めます。

●景観形成方針

【町全体の方針】

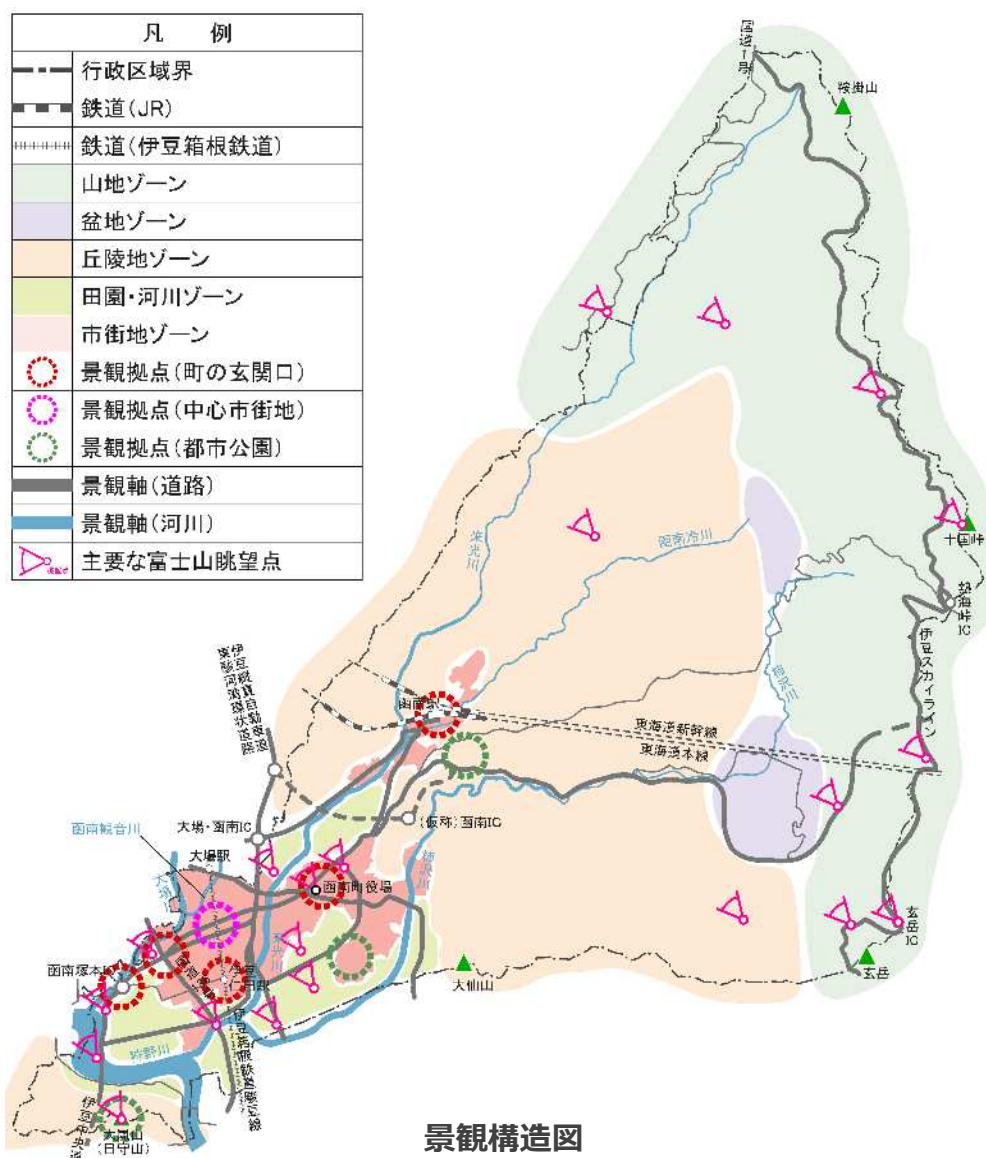
方針 1：多様な富士山の眺望
景観の保全・活用

方針 2：原生林をはじめとする自然景観の保全・活用

方針 3：都市と田舎の暮らしが調和する景観の保全・活用

【景観構造別の方針】

町全体の景観形成方針を踏まえ、本町の景観構造をゾーン、景観拠点、景観軸及び眺望点に分類し、それぞれの要素について景観形成方針を示しています。



景観構造図

◆景観まちづくりの推進方策◆

●景観まちづくりの推進体制

本町の景観行政の諮問機関として、学識経験者、関係団体の代表者、町民などによる函南町景観審議会を設置します。

具体的な景観まちづくりは、町民・事業者・行政（函南町）の協働によって推進していきます。

●景観重点地区の指定

特に重点的かつ計画的に良好な景観の保全・形成を図る地区を「景観重点地区」として指定し、建築物等の高さや色彩など、地区の特徴や特性に応じた具体的な景観形成基準を定めるなどの取組を積極的に行っていきます。

●眺望地点の指定

富士山その他の本町固有の景観を眺望できる地点を「眺望地点」として指定し、良好な眺望を確保・保全するための取組や修景整備、また町内外へのPRを積極的に行っていきます。

●景観まちづくり推進のための重点プロジェクト

景観まちづくりを推進するため、以下のプロジェクトを重点的に進めていきます。

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| 1 景観重点地区における景観まちづくりプロジェクト | 3 公共施設景観向上プロジェクト |
| 2 眺望景観の保全・活用プロジェクト | 4 景観まちづくり意識醸成プロジェクト |

●景観施策の実施方針

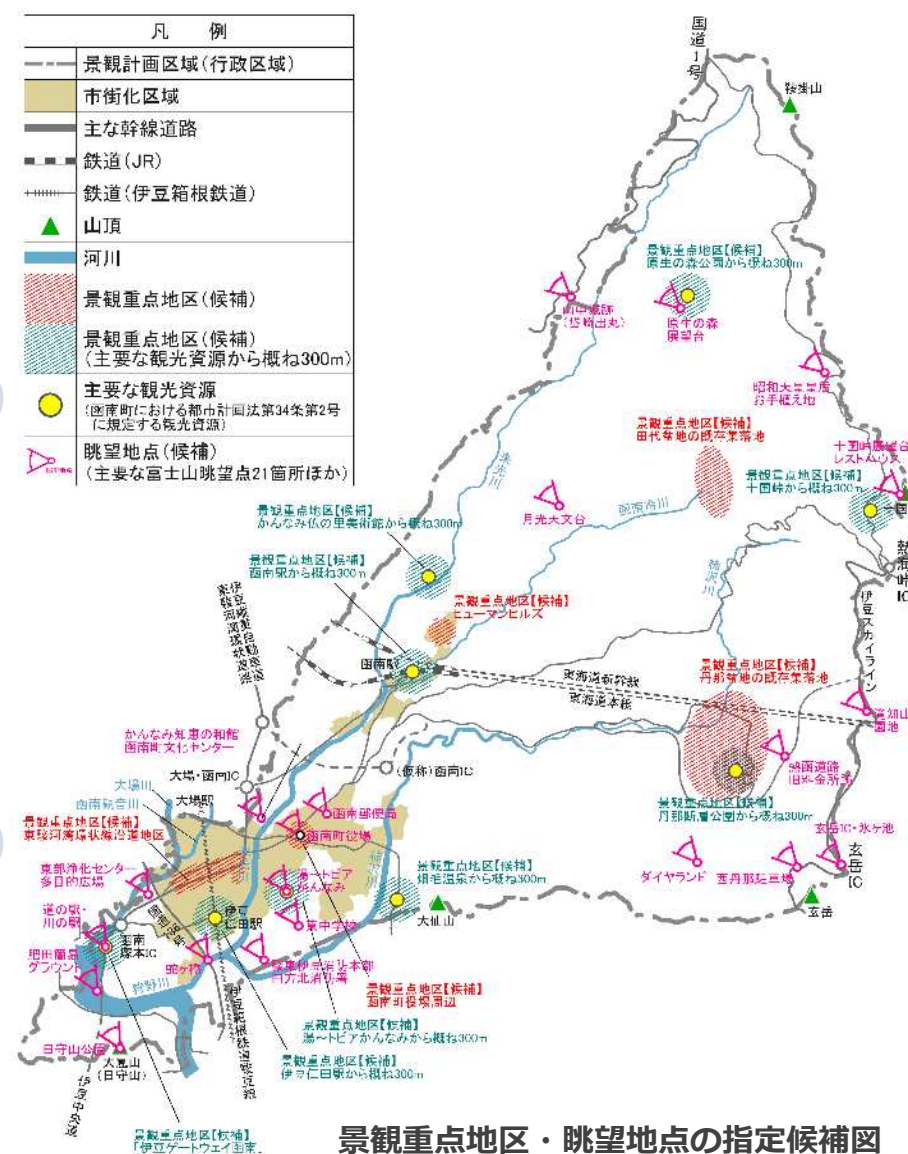
今後の景観施策の実施にあたっては、短期的施策（～3年）と、中長期的施策（3年～10年）に区分して、段階的に進めていきます。

短期的施策（～3年）の例

- ・景観審議会の設置
- ・眺望地点の指定と環境整備
- ・景観講習会や景観出前講座
- ・写真コンテスト など

中長期的施策（3年～10年）の例

- ・景観重点地区の指定
- ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定
- ・景観重要公共施設の指定と整備
- ・景観農業振興地域整備計画の策定 など



景観重点地区・眺望地点の指定候補図

【お問合せ先】 函南町 建設経済部 都市計画課
TEL：055-979-8117（直通） FAX：055-979-8146
E-Mail：toshikei@town.kannami.shizuoka.jp <https://www.town.kannami.shizuoka.jp/>